

広島市救急医療コントロール機能運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島市救急医療コントロール機能運営事業実施要綱（平成23年10月24日施行）に基づき、広島市救急医療コントロール機能運営協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 救急医療コントロール機能の運営状況や効果等の検証
- (2) 救急医療コントロール機能の運営方法等の調整
- (3) その他救急医療コントロール機能の運営に当たって必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる関係機関の代表者、学識経験者その他市長が必要と認める者のうち、市長が委員として依頼し、又は指定する者をもって組織する。

- (1) 本市域の各医師会
- (2) 救急医療コントロール機能病院
- (3) 救急医療コントロール機能支援病院
- (4) 救急医療コントロール機能バックアップ病院
- (5) 広島県

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の運営に関する庶務は、健康福祉局保健部医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。